

「日本健康相談活動学会会則」

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本健康相談活動学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、健康相談活動・健康相談における養護教諭の実践、養成教育および現職教育に関する研究と研修を行い、養護教諭としての資質・能力の向上並びに、健康相談活動・健康相談の学術研究の振興に努め、子どもたちの成長と発達に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会及び研修会の開催
- (2) 健康相談活動・健康相談に関する研究活動
- (3) 学会誌及び機関紙の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨と目的に賛同する養護教諭及び養護教諭の養成教育、現職教育関係者並びに理事長が認めた者とする。

第5条 会員は、本会の事業に参加し、学会誌、機関紙その他の配布を受け、総会において議決に参加することができる。

第6条 会員は、所定の会費を納めるものとする。
正当な理由なく2年以上会費を滞納した会員は、退会したものとする。

第7条 既納の会費は、すべて返納しない。

第8条 退会を希望する会員は、理事長にその旨を文書で届け出るものとする。

第2章 組織及び運営

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 監事 2名

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の事項とする。

- (1)理事長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2)理事は事業や研究・研修の推進及び日常の会務を処理する。
- (3)監事は本会の会務ならびに会計を監査する。

(役員を選出と任期)

第 11 条 役員を選出と任期は次の事項とする。

- (1) 理事は理事選出委員会において選出し、総会において決定する。
- (2) 理事長は理事の互選とする。
- (3) 監事は理事長が会員の中から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
- (4) 役員任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第 12 条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

顧問は理事会において推薦し、総会の承認を得て理事長が委嘱する。
顧問は理事長の諮問に応ずる。

(総会)

第 13 条 総会は会員をもって構成する。

第 14 条 本会は、次の規定に従って総会を開催する。

- (1)総会は毎年 1 回行う。ただし、理事長が必要と認めた場合には臨時に総会を開催することができる。
- (2)総会は会員の 10 分の 1 の出席をもって成立する。
- (3)下記に掲げる事項は総会の決議を要する。
 - ・事業計画及び報告
 - ・収支予算及び収支決算
 - ・役員を選出
 - ・会則の改正
 - ・その他本会の運営に関わる重要事項

第 15 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもってこれを決定する。

- 2 可否同数の場合は、総会毎に選任する議長がこれを決定する。

(理事会)

第 16 条 理事会は理事長・理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じて理事長が招集する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。
- 4 理事会は総会の議決事項を審議し、本会の会務の円滑な運営を図る。

(委員会)

第 17 条 本会には次の委員会を置く。

(1)理事選出委員会

理事選出委員会は理事の改選に際し、その候補者の選出に関する事項にあたる。

(2)研修運営委員会

研修運営委員会は、健康相談活動・健康相談に関する研修の企画、運営にあたる。

(3)学術研究委員会

学術研究委員会は、健康相談活動・健康相談に関する研究及び研究助成の運営にあたる。

(4)編集委員会

編集委員会は、学会誌の発刊及び機関紙の発行にあたる。

(学術集会)

第 18 条 本会は、年 1 回学術集会を開催する。

(事務局)

第 19 条 本会の事務局を理事長の指定する所に置く。幹事を置くことができる。

第 3 章 会 計

(会計)

第 20 条 本会の経費は、会費・事業に伴う収入・寄付金及びその他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌 2 月末日で終わる。

(会費)

第 21 条 会費は、年間 5,000 円とする。

(会則の変更)

第 22 条 本会の会則を変更する場合は理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

- 付則
- 1 この会則は 2005 年 2 月 26 日に制定し、同日より施行する。
 - 2 施行の日より翌年 3 月 31 日までを設立年度とする。
 - 3 第 11 条に定める役員の選出については設立年度は発起人会が役員選出委員会として役員を選出し、設立総会において選任する。
 - 4 第 22 条に定める会計年度については設立年度はこの限りでない。

付則 この会則は、2006 年 2 月 18 日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2008 年 3 月 2 日に一部改正し、2009 年度より施行する。

付則 この会則は、2009 年 3 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2011 年 2 月 20 日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2012 年 2 月 12 日に一部改正し、同日より施行する。

日本健康相談活動学会会則実施細則

第1条 この実施細則は、日本健康相談活動学会会則に基づき日本健康相談活動学会の運営に必要な事項を定める。

(理事の選出)

第2条 理事の選出に際しては、会員の中から理事選出委員を選出し、理事選出委員会を組織する。

第3条 理事選出委員会は理事候補者を推挙し、総会に諮り、総会において出席者の過半数の賛意を得て決定する。

第4条 理事の有資格者は会則第4条に定める会員とする。

(理事選出委員会)

第5条 理事選出委員の選出は次の通りとする。

- (1) 理事選出委員の人数は、5人程度とし、理事会で定める。
- (2) 理事選出委員の有資格者は、会則第4条に定める会員とする。
- (3) 理事選出委員は、総会において選出する。
理事選出委員長は、理事選出委員の互選とする。
- (4) 理事選出委員の任期は1年とする。

2 理事選出委員会は、総会までに推薦理由を添えた理事候補者名簿を作成し、総会で提案する。

(顧問の選出)

第6条 顧問の選出は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 永年会員として活躍し、特に功績のあった者
- (2) 学術集会学会長や役員として特に功績のあった者
- (3) その他特に本会の顧問としてふさわしいと認められる者

(研修運営委員会)

第7条 研修運営委員会は、次の事項を審議し、研修の企画及び運営にあたる。

- (1) 健康相談活動・健康相談に関する研修の企画にあたる。
- (2) 研修会の開催地を推薦し理事会の承認を得る。
- (3) 研修会の運営に関する連絡調整にあたる。
- (4) その他、学会の発展に寄与する研修の企画及び運営に関すること。

2 研修運営委員会は、委員をもって組織する。

研修運営委員会には、委員会の長として研修運営委員長を置く。

- (1) 研修運営委員長
- (2) 研修運営委員

第8条 研修運営委員長は、理事の中から理事長が指名する。任期は3年とし、再任を妨げない。

2 研修運営委員は理事の中から研修運営委員長が推薦し、理事会で承認する。

(学術研究委員会)

第9条 学術研究委員会は、次の事項を行い、研究及び研究助成等の運営にあたる。

- (1) 健康相談活動・健康相談に関する研究の企画にあたる。
- (2) 研究助成の企画、運営にあたる。
- (3) その他、学会の発展に寄与する学術研究に関すること。

- 2 学術研究委員会は、委員をもって組織する。
学術研究委員会には、委員会の長として学術研究委員長を置く。
 - (1) 学術研究委員長
 - (2) 学術研究委員

第 10 条 学術研究委員長は、理事の中から理事長が指名する。任期は 3 年とし、再任を妨げない。

- 2 学術研究委員は理事及び会員の中から学術研究委員長が推薦し、理事会で承認する。

(編集委員会)

第 11 条 編集委員会は、次の事項を行い、学会誌の発刊及び機関紙を発行する。

- (1) 学会誌の発刊に関すること。
 - (2) 機関紙「トライアングル」の発行に関すること。
 - (3) その他、学会誌及び機関紙の編集、発刊・発行に関すること。
- 2 編集委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 編集委員長
- (2) 編集委員

第 12 条 編集委員長は、理事の中から、理事長が指名する。任期は 3 年とし、再任を妨げない。

- 2 編集委員は、理事及び会員の中から編集委員長が推薦し、理事会で承認する。

(学術集会)

第 13 条 学術集会における学会長は、理事長が指名する。

- 2 任期は 1 年とする。
- 3 学会長は実行委員会を組織し、学術集会の運営に当たる。
- 4 学会長は理事会に学術集会の報告を行うなど、連絡調整に当たる。
- 5 実行委員会は、次の事項を審議し、学術集会を開催する。
 - (1) 学術集会の形式
 - (2) 演題の選定及び座長の選出
 - (3) その他学術集会の運営に関すること。

付則 この実施細則は、2006 年 2 月 18 日に制定し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2008 年 3 月 2 日に制定し、2009 年度より施行する。

付則 この実施細則は、2009 年 3 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2011 年 2 月 20 日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2013 年 3 月 3 日に一部改正し、同日より施行する。